

第 34 期第 3 回横浜市児童福祉審議会 放課後部会 会議録	
日 時	令和 6 年 6 月 17 日（月） 19 時 23 分～19 時 55 分
開催場所	横浜市庁舎 18 階 みなと 6・7 会議室
出席者	明石要一部会長、青山鉄兵副部会長、鈴木裕子委員、辺見伸一委員、保科優子委員、松本豊委員、三浦尚美委員、宮永千恵子委員
欠席者	高杉陽子委員
開催形態	公開（傍聴者 0 人）
議 題	(1) 令和 5 年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について
(1) 令和 5 年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について (事務局) 資料 5 に基づき説明 (松本委員) 丁寧に調査をされて、数字でまとめていただいております。感想ですけれども、例えば 3 ページの適合状況で、全ての項目が適合している事業所の割合が 12 か所、5.8% だったということなんですけれども、57 項目で全ての項目がというのはすごいと思うんですね。恐らく、私のイメージでは、195 か所だとあるんですけれども、ほとんどが 56 項目達成とか、55 項目とかというところではないかなというところで、そこら辺が見えてこないものですから、逆に、大事なことを指摘していただけるのはありがたいんですけども、どの事業所さんもよく頑張っているのではないかなというのが、聞いていて感想です。 (三浦委員) 2 つ質問があるんですけれども、1 つは、2 ページとか各所に出てくる安全計画の策定と措置というところなんですけど、ここで言う安全というのは、どういう安全を指すのかということをお願いしたいです。 もう一つは 7 ページですけれども、2 番の立入調査のア、口頭指導についてという中で「令和 7 年度に義務化となる研修計画を策定していない事業所が多数ある」とあるんですが、研修計画というのは各事業所で独自に策定をするものなのでしょうか。 以上 2 点、よろしくお願いいたします。 (事務局) 安全計画についてのご質問ですが、こちらにつきましては、全体的な災害や、こちらの項目の中の 9 の (4) の食中毒の蔓延防止等々、全体的なクラブとしての安全に係る運営の活動場所に関する点検項目ということで、空調の設備だとか施設の点検といった部分から、安全管理マニュアルということで、おやつや食事や事業外の活動といった部分や児童への安全教育というところで、各学年ごとにどういったことを指導していくかということや、保護者への危機管理のマニュアルや避難訓練等の周知や共有ということ、それから、避難訓練の計画だったり、その他の訓練ということで、救急救命講習や不審者対応といったクラブの総合的な安全についての計画を立てていただくというものになっております。	

2つ目にご質問いただきました研修計画についてですが、こちらにつきましては、各クラブでクラブごとにどういった時期にどのような研修を職員さんに受けさせるかということで、クラブごとに定めていただいているものになります。

(鈴木委員) 今話題に出ていた7ページのところで研修計画と、それからその下の事故報告書のところで、どちらもまだ十分なされていないということなので、ちょっと質問なんですけれども、研修計画について、今までつくっていなかったところがつくることになるわけなので、全くゼロからつくるとなるとかなり負担だと思われるんですが、何か基本的な参考になるようなものの提示とかがなされていて、それを参考にして、多少アレンジすればすぐつくれるみたいな、そういうようなものがあれば割とつくりやすいのかなと思ったので、そういうようにされているのかということと、あとは、その下の事故報告書についても何かフォーマットみたいなのがあって、それに書き込めば割とすぐ作成しやすいけれども、新たに書き起こさなければならないということかなり負担になったりするのかなと思ったので、そういったようなものが用意されているのかどうかをお伺いしたいと思います。

(事務局) 研修計画、事故報告書いずれにつきましても、ひな形と、特に事故報告書については報告の様式を定めておりますので、基本的にはそちらを埋めていただく形で御報告いただくということになっております。

(鈴木委員) ありがとうございます。それでしたら割と作りやすいんだろうなと思いましたので、よろしいかと思います。ありがとうございます。

(宮永委員) 2点だけ伺いたくて、安全計画のほう、ここには資料がないんですけれども、実は施設設備の安全点検表というのをチェックさせていただいて、結構使う施設、学校の運動場であったり、学校の施設と、あと利用する運動場や公園のチェックと結構チェックが多くて、すごく大変なのではないかなと正直思ったんですけれども、こういったチェックというのは学校側もチェックされると思うんですけれども、そういった部分で学校と連携するとかはないのかなと思いました。

それと、あともう一つ、これは私の理解が不足しているのかもしれないんですが、6ページの参考の各種計画の策定期限というところで、まずは日々の安全計画というものがあって、こちらが義務化になっているのは分かるんですが、業務継続計画のほうが令和7年度も努力義務になっていて、こちらのほうは、やはり災害時とか感染症のときが割と流動的に対応しなければいけない部分が多いから努力義務なのか、その辺を教えていただけたらと思いました。お願いいたします。

(事務局) 今御質問いただいた安全計画といわゆるBCPというところになるんですけれども、横浜市のほうで、放課後の条例の中で策定をお願いしますというような形にしていますが、これはもとも国のほうで、放課後児童健全育成事業所に対して各種計画を定めなさいよというようなところを国の省令で定めているところです。その中で、安全計画については義務化、BCPについては努力義務というような取扱いになっているというところがございますので、本市の条例におい

でもそのような形で、努力義務と義務化というところで差を設けているところではあります。そういった背景があるというところがございますというところを補足をさせていただければと思います。

（明石部会長）個人的には、松本委員がおっしゃったように、57 項目あるので、これを全部同じウエートを置いたら事業所はパンクするんですよ。要するに、子育てというのは手抜きをしない。だけれども、気は抜くな。だから、言いたいのは、事業所で勘どころ、生命、財産と、あとはアレルギーとか病気の問題。だから、そういうところにやっぱり重点を置いて、あとは報告だけをきちっとやっていただきたいというふうにやらないと、これを全部できるということは、それは神業なので、どだいそういうことをやっているからいけないのであって、もう少し勘どころ、肝を押さえるということをお願いできればと思っております。

資料	資料 1 横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿 資料 2 横浜市児童福祉審議会放課後部会 事務局名簿 資料 3 横浜市児童福祉審議会条例 資料 4 横浜市児童福祉審議会運営要綱 資料 5 令和 5 年度 放課後児童健全育成事業 監査結果報告書 資料 6 横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針 資料 7 横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準
特記事項	—